第3号様式

覚　　　　書

北九州市立中央図書館（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、北九州市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌・新聞の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

　（提供雑誌・新聞）

　第1条　　甲は、乙から次のとおり雑誌・新聞の提供を受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提供を受ける図書館 | 提供を受ける雑誌・新聞 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |

　（広告表示の方法）

　第2条　　甲は、乙から提供を受けた雑誌・新聞の最新号にカバーを掛けて、乙が作成した広告を当該カバーの裏面に表示する。ただし、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条　　乙が甲に対して雑誌・新聞を提供する期間は原則として1年間（4月1日～翌年

3月31日）とし、年度の途中からの場合は、甲が広告の表示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌・新聞の購入代金の支払方法）

第4条　　提供雑誌・新聞の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

２　支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

３　振込手数料は、乙の負担とする。

４　乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲との協議の上、別の雑誌に広告を振替えるものとする。

（雑誌スポンサーの責務）

第5条　　乙は、表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関

わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

３　第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責

任及び負担において解決するものとする。

（協　　議）

第6条　　本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって

協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　住　　　所　　北九州市小倉北区城内4番1号

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属　名　　北九州市立中央図書館

職　　　名　　館長

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印